

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 11 月 27 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500637号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500192号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年12月17日の標準賞与額を37万2,000円、平成17年8月10日及び平成17年12月12日の標準賞与額を37万6,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月17日、平成17年8月10日及び平成17年12月12日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月17日、平成17年8月10日及び平成17年12月12日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成16年12月17日  
② 平成17年8月10日  
③ 平成17年12月12日

A社における厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間の標準賞与額の記録がない。請求期間については、賞与の支払を受けた時の明細書があり、それぞれ厚生年金保険料が控除されている。また、請求期間②及び③については、賞与の振込みが確認できる預金通帳を提出するので、厚生年金保険の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①については、請求者から提出された給与明細書(16年2回目賞与)及び複数の者の当該期間に係る標準賞与額の記録から判断すると、請求者は、当該期間にA社から賞与(37万2,000円)の支払を受け、標準賞与額(37万2,000円)に基づく厚生年金保険料(2万5,917円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間②については、請求者から提出された給与明細書(17年1回目賞与)及び預金通帳により、請求者は、当該期間にA社から賞与(37万6,500円)の支払を受け、標準賞与額(37万6,000円)に基づく厚生年金保険料(2万6,196円)を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③については、請求者から提出された給与明細書（17年2回目賞与）及び預金通帳により、請求者は、当該期間にA社から賞与（37万6,500円）の支払を受け、標準賞与額（37万6,000円）に基づく厚生年金保険料（2万6,861円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月17日、平成17年8月10日及び平成17年12月12日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1500709号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1500191号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社あるいはB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年頃から昭和50年頃まで

A社あるいはB社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、請求期間について厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてA社あるいはB社に勤務していた旨主張しているが、いずれの事業所も雇用保険における適用事業所の登録はない上、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいても、厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、請求者が記憶するA社あるいはB社の所在地を管轄する法務局(出張所)において、いずれの事業所に係る商業登記の記録も確認できず、厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたことを確認することができない。

さらに、請求者が居住しているC市の国民健康保険の加入記録により、請求者は請求期間を含む昭和47年4月20日から平成14年11月3日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。